

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年7月24日（水）

開会 9時30分

閉会 10時29分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 真伏利典、次長（教職員・施設担当）信田信行

次長（学習支援担当）白鳥綱重、次長（育成支援・社会教育担当）野村浩

次長（研修担当）西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 三井清輝、班長 柘植広光、主幹 前川幸則

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也

保健体育課長 阿形克己、指導主事 熊野佳幸、指導主事 下里育人

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第24号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第25号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催について
報告2 平成25年度三重県中学校総合体育大会の開催について
報告3 第35回東海中学校総合体育大会の開催について
報告4 平成25年度全国中学校体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・**会議成立の確認**

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（平成25年7月8日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・**議事録署名人の指名**

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第25号は、人事管理に関する案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の議案第25号を審議したあと、公開の議案第24号を審議し、報告1から報告4の報告を受ける順番とすることを承認する。

・**審議事項**

議案第25号 職員の懲戒処分について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・**審議事項**

議案第24号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第24号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年7月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、1ページをご覧ください。今回、審議をお願いする規則改正では、大きく3点の改正を予定しております。

「1 改正内容」の（1）をご覧ください。1点目の改正点は、平成25年8月1日から実施される生活保護基準の引き下げに伴う措置でございます。平成25年8月1日から生活保護基準が引き下げられることが、厚生労働省の告示により既に決定しております。ご審議いただきます現行の三重県高等学校等修学奨学金は、世帯の合計所得が生活保護基準の2倍以下である世帯に属する生徒に貸し付けています。従いま

して、今回の生活保護基準の引き下げに連動して、奨学金の貸与基準も引き下げられることとなります。つまり生徒にとっては不利に働くわけですが、厚生労働省は、生活保護基準を引き下げるとする一方、他の制度に影響を及ぼさないよう配慮を求めています。

10ページをご覧ください。10ページは、平成25年5月16日付けで厚生労働事務次官が発出した通知でございます。概要を申し上げますと、本文の上から4行目、「生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認している。」と政府の方針が示され、次の段落の2行目の中ほどから、「各地方公共団体におかれてもこの政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、各地方自治体において適切にご判断・ご対応いただきますようお願いいたします。」との要請がされております。

以上を踏まえまして、1ページの1の(1)にお戻りください。今回の改正では、当分の間、改正前の生活保護基準を用いることを提案するものでございます。理由といたしましては、ただ今ご覧いただきましたように、国からの要請もございまして、奨学金の貸与を希望する生徒に影響を及ぼさないためです。

なお、国の平成25年度当初予算では、今後さらに生活保護基準が引き下げられる方針も示されておりますが、詳細はいまだ示されていない状況でございます。

また、この件に関する他県の動向も流動的でございます。従いまして、改正は当分の間の措置として附則に盛り込むこととしております。

次に、改正内容の2点目でございます。「1 改正内容」の(2)をご覧ください。2点目は、以前から問題になっていたもので、今回を機会に改正を提案するものです。内容は奨学金の貸与を打ち切る事由に、次の2件を加えるとともに、貸与打ち切りの事由が解消した場合には、再度、奨学金申請が可能であることを定めるものでございます。貸与打ち切り事由の1点目は、貸与継続の意思確認ができない場合です。本県の奨学金は、いったん採用を決定いたしますと、貸与継続の意思確認を毎年実施した上で卒業までの貸与を認めております。しかし、長期欠席など学校でも本人と連絡が取れず、貸与継続の意思確認ができないケースがしばしば発生しておりますので、今回の改正では、こうしたケースが貸与打ち切りに該当することを明確にするものでございます。

貸与打ち切りの2点目ですが、これは、在学する高等学校等における休学期間が連続して3年に達した場合です。休学期間は本来1年以内ですが、校長が特に必要と認めた場合は延長することができると定められております。休学期間中は奨学金の貸与を一時、停止いたしますが、何年も休学が継続しますと、貸与が停止したままの状態が何年も続いてしまいます。また、休学期間中は高校に在学していますので、返還も求めないこととなります。これを防ぐために休学期間が3年間継続した場合には、いったん区切りを付け、貸与の打ち切りをすることを定めるものです。

なお、貸与を打ち切った場合でも、その後復学し、再度、奨学金の貸与を申請した場合には、これを妨げないことも明記いたします。

また、貸与を打ち切ったからといって、直ちに返還を求めることにはなりません。

1年に1回返還猶予の申請をすれば、高校に在学している間は、返還は猶予されます。ただ、従前は、休学すると何も申請しなくても返還は求められませんでした。今回の改正により、年に1回、本人が返還の猶予申請を行うことが必要になります。休学中であっても返還猶予の手続きを年1回はしていただくことで、奨学金を借りている事実が曖昧になることを防止できると考えております。

この奨学金の目的は、修学の意志を有しつつ、経済的な理由で修学が困難な者への支援でございます。改正をお願いする2つのケースは、いずれも修学の意志が確認できませんので、本奨学金の目的に沿わないケースに当たるものと考えておりまして、今回改正をお願いするものでございます。

改正の3点目です。延滞金に関する改正です。「1 改正内容」の(3)をご覧ください。これは、県が新たに策定しました三重県債権適正化指針を踏まえた改正でございます。指針に基づき延滞金の名称を「遅延損害金」に改めるとともに、金額の算定方法を民法に準拠するよう改めるものです。

最後の所要の改正です。事務効率上の観点から、様式の変更を行うものでございます。8ページをご覧ください。第6号様式の改正は、連帯保証人の押印欄を右側、「㊟」と書いてあるのを「実印」と改めるものです。これまで連帯保証人から実印を頂戴しておりますが、間違いを防止するために様式で明確にするものです。

続いて、9ページをご覧ください。第11号様式の改正は、事務効率向上の観点から、真ん中あたりですが、「予約番号」と「在学中学校」の欄を追加するものです。規則改正案に関する説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第24号についていかがでしょうか。

丹保委員

休学期間は原則1年で、校長の判断によって3年まで可能だということですが、例えばどういう場合にそういうのがあるんですか。校長が1年を超えて休学を認めるということはあるという説明ですが。

教育長

病気とか、あるいは就職をしてみたいとか、そういうことも学校によっては認めておる、定時制、通信制の場合ですね。アルバイトをしながら通っていたけども、学校を続けるのは辛いので、アルバイトを本職のようにしていきたいとあって、校長が認めるというケースもあります。多いのは病気の場合ですね。

丹保委員

分かりました。それから、金額の算定方法を民法に準拠するよう改めるというのと、下のほうにも遅延損害金の算定根拠を民法に改める必要があるというんですが、これはどうしてですか。

予算経理課長

奨学金は民事的な内容の貸付という行為になりますので、民法が適用されるということでこのような扱いになっております。

丹保委員

今まではそうではなかったんですか。

予算経理課長

今までは規則によりまして三重県税外収入通則条例の規定の例によりという形で現行の規則で定めておりますので、率は少し変わりますが、今回の債権適正化指針で民事間のこのようなものについては民法を適用するという方針が出ましたので、これに改めるといいます。

丹保委員

では、三重県全体としての方針ということになりますね。分かりました。

委員長

他にいかがでしょうか。生活保護基準の世帯の収入の2倍以下という話でしたね。かなり高めに設定していると考えていいのかな。

予算経理課長

高め低めというのはなかなか難しいところがありますが。

委員長

それは難しいところだけど、今後、それで、また自民党政権がどんどんカットしていく可能性はありますね。

予算経理課長

そうです。それはございます。

委員長

そうすると、2倍の設定と新たな生活保護基準がどんどん差が広がっていくことになるんですね。

予算経理課長

そうです。ですから、我々としては低所得者層というのを、こういうものを参考にしているんですが、全国的には多いと思いますが、その元が下がりますので、その考え方の整理等もございまして、「当分の間」ということにしてございます。

委員長

ただ、「当分の間」もひょっとすると来年の今頃には、という可能性が十分あるということですね。数年続くような話ではなさそうな感じではないか。

予算経理課長

可能性もございます。今のところ3年間で順次、生活保護基準というのも制度的に見直すこととなっております。それに各県の状況を踏まえて、どうすることがいいのかというのは、短期間ですが、考えていきたいと思っております。

柏木委員

基本的なことですが、奨学金ということでお借りして返していくという形で、利率が普通に借りるよりも安く確実に借りられる制度ということでよろしいんですね。

予算経理課長

無利子でございます。

柏木委員

無利子ですか。延滞をしてしまうと、それに民法によって遅延損害金ということで

加算されるという形なんです。

予算経理課長

そうです。お貸しするものですから、返していただく計画というのを立てていただきますので、それが守れないとか、ずっと延滞してしまいますと、遅延の損害みたいな意味合いで民法でもかかります。今までそれを「延滞金」と言っておりました。

柏木委員

それで、今、延滞金はどれぐらいの金額があるのか、参考程度に教えていただきたいのですが。

予算経理課長

延滞金は、この規則によりまして教育長が必要と認めた場合は延滞金を免除するというようなことで、ほとんどの場合は免除になっておりますが、非常に悪質な場合で、例えば、裁判にかかるとか、全然音沙汰も何もない、こちらから何回通知なり電話なり、あらゆる手段をとっても返還がない場合は、裁判にもっていかざるを得ないので、そのような場合は延滞金を今は課している状況です。額は非常に少ない額です。

委員長

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

報告1 平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（阿形保健体育課長説明）

報告1 平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催について

平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

平成25年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。本大会は、「吹きわたれ 若人の風 北部九州へ」という大会スローガンのもと、平成25年7月28日（日曜日）から8月20日（火曜日）までの間、大分県を中心に福岡県、佐賀県、長崎県の北部九州4県で開催されます。

本県からは落合英次高体連会長を団長に、現在のところ、43校から男子274名、女子194名の合計468名の高校生が参加する予定です。

なお、水泳競技については、7月19日、20日、21日に東海地区高等学校総合体育大会水泳競技が、この全国大会の予選を兼ねて行われました。水泳の参加選手の人数は現在集計中であるため、そこには含まれておりません。

総合開会式は、7月28日、大分市内の大分スポーツ公園大分銀行ドームにおいて開催され、山口教育長には選手団の激励をしていただき、その後、開会式に出席いただきます。

3ページには、この競技会場と競技日程の一覧を載せてあります。

4ページをご覧ください。4ページは、種目別の参加校の一覧です。

なお、過日の定例会でも報告いたしましたが、特に注目されますのは、平成24年

度の全国選抜大会においてレスリング競技大会での優勝を果たしているいなべ総合学園高等学校の団体及び藤波選手などの活躍が期待されます。また、東海総体の上位入賞を見ますと、陸上競技、これは私学ですがソフトテニスの三重高女子と、柔道、ウエイトリフティング、ボクシング、硬式テニスといった種目で全国総体の入賞が期待されるということです。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。報告1についてはいかがでしょうか。今、有望な期待できる種目についてもご説明いただきました。

よろしいでしょうか。では、頑張ってくださいと思います。

—全委員が本報告を了承する。—

委員長

報告2 平成25年度三重県中学校総合体育大会の開催について

報告3 第35回東海中学校総合体育大会の開催について

報告4 平成25年度全国中学校体育大会の開催について

この3件の報告については、いずれも中学校の体育大会に開催するものでありますので、一括して報告を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—全委員が同意する。—

- ・審議事項 報告2 平成25年度三重県中学校総合体育大会の開催について (公開)
- 報告3 第35回東海中学校総合体育大会の開催について (公開)
- 報告4 平成25年度全国中学校体育大会の開催について (公開)

(阿形保健体育課長説明)

報告2 平成25年度三重県中学校総合体育大会の開催について

平成25年度三重県中学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。
平成25年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

お手元の資料1ページをご覧ください。

「2 期日」に示してありますとおり、本大会は平成25年7月27日土曜日から8月3日土曜日の期間で、16競技に県内各中学校から約7,000名が参加し開催されます。陸上競技、駅伝は他の日程で開催される予定です。

各種目別開催期日と会場の詳細については裏面2ページをご覧ください。

なお、この大会における総合開会式は行わず、各競技で競技の開会式が行われ進められます。

報告3 第35回東海中学校総合体育大会の開催について

第35回東海中学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成

25年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料をご覧ください。第35回東海中学校総合体育大会は、平成25年8月6日火曜日から8月10日土曜日の期間で16競技に各県の予選を通過した中学校から約4,800名の生徒が参加し開催されます。本大会は、例年ですと愛知県、静岡県、岐阜県、三重県の順で各県単独で開催しておりますが、今年度はこの後の報告でも触れますが、全国中学校体育大会が東海ブロックで開催されることから、この開催種目を4県で分散しての開催となりました。

資料の「4 三重県開催競技」にありますように、三重県で開催する競技は、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、バドミントンの4競技で、会場は伊勢市、鈴鹿市、四日市市において開催されます。なお、他の3県で開催される競技は、「5 東海ブロック開催競技」の表で示したとおりです。

東海中学校総合大会につきましても、総合開会式は行わず、各競技会場で開会式をし進められていきます。なお、中学校の大会は、一部種目以外はこの東海大会は全国大会の予選として位置づけられております。

報告4 平成25年度全国中学校体育大会の開催について

平成25年度全国中学校体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成25年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料をご覧ください。平成25年度全国中学校体育大会は、平成25年8月17日土曜日から8月24日土曜日の間で駅伝と冬季競技を除く16競技が開催されます。「4 三重県開催競技」をご覧ください。三重県では16競技中、3競技を開催することとなっており、新体操は伊賀市の県立ゆめドームうえの、ソフトボール女子は、津市の河芸グラウンドとヤマギシ豊里球場、男子は、亀山市の東野公園と西野公園、柔道は、伊勢市の県営サンアリーナを会場として開催いたします。なお、他の3県で開催します東海各県の開催協議は、「5 東海ブロック開催競技」に示すとおりです。

全国中学校体育大会は、各都道府県の県大会、ブロック大会の予選を含め、全国の多くの中学生が参加する最大の大会であります。参加生徒約11,000人、役員は約8,000人を見込んでおります。

その次のページがカラー刷りのチラシ、そして、その裏面には三重県開催の3競技の試合等の日程が掲載してあります。本県で開催されます全国総合開会式のそれぞれの日程には、教育長にご出席いただく予定です。なお、県大会、東海大会、全国大会の本部は、名張市立赤目中学校内三重県中学校体育連盟に事務局を置いて、記録の集計、問い合わせ等に対応します。ご都合がございましたら会場へ足を運んでいただければありがたいと思います。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。お盆を挟んでずっといろんな大会が続いていくということですね。本当にご苦労様です。

という報告2、報告3、報告4でありましたが、これについてはいかがでしょうか。

柏木委員

質問ですが、中学校の水泳競技、今、三重県の中学校でプールのない学校はたくさんありますが、他の県でも、中学校にプールがなく、水泳の練習や授業をしない学校は、傾向として多くなってきているのでしょうか。

保健体育課長

全国的な傾向としても、プールの設置は少なくなっているようです。ただし、授業としての水泳は、学習指導要領の中に位置づけてあります。水泳は実技ばかりではなく、水難に関する基礎的な知識も授業の中にはしっかり組み込んで進めていくということで、プールが施設としてあるかないかということが大きな境目になりますが、このことに関する子どもたちの学習は、水難とか救急法とかいうところを保健体育の分野の中で進めているところです。

委員長

プールというのは維持管理の問題が一番大きいですか。

保健体育課長

その部分が大きな話ではあります。設置者が、全校生徒での使用頻度といったことを考えますと、プールを置くよりは、例えば武道場を置いたほうがいいのか、そういった選択の市町教育委員会もあるとは聞いております。

委員長

よろしいですか。他にございますか。

丹保委員

三重県大会の趣旨と東海大会の趣旨、全国大会の目的というのがありますが、これは各々違っても別に問題は全くないんですが、気になるのは東海大会の場合は、「スポーツ精神の高揚」と書いてあるんですね。全国大会は「アマチュアスポーツ精神」と書いてあるんですが、これはどうしてこういう使い分けをするのか。なんか見ている感じではどうしてかなと思ってしまいますよね。もし、情報がありましたらお願いします。三重県のことじゃないので直接はなぜこうなったかは分かりにくいと思いますが、気になるので後で教えていただければと思います。

委員長

何か分かるところはありますか。

保健体育課長

全国大会のレベルになりますと、この競技の中ではプロに直結するなどというところも推察される中で、全国のトップレベルとなったときには、ここの部分の「アマチュアスポーツ精神」というところを反映しなければならないということで、確かな資料のもとでの発言とはなりません。全国の中学校のトップレベルとなってくると、そういったことも意識するところから、全国中学校体育連盟は大会目的の中でこういったことに触れているところだと思われま。

委員長

東海大会だと、それが「スポーツ精神の高揚」というようにアマチュアが取れて、県の中学校総体になると、「広くスポーツの実践の機会を与える」ということになるんだということですね。分かりやすいといえば分かりやすいね。3つ並べるとそうい

うことですね。

丹保委員

なるほど、そういうことですね。ちょっと分かりにくかったので。さすがですね。

委員長

他に何かございますか。

前田委員

前後するかもわかりませんが、高校の全国大会の中でもゴルフというのはいないですね。自分はゴルフが好きなんですけど、世界レベルで見ていると、小学校高学年ぐらいの年齢、中学校ぐらい、それこそアマチュア精神をたたき込んでおいたほうがいいぐらいの、もうプロに並ぶぐらいの生徒が出てきていますね。

教育長

国体競技にはあるんです。

前田委員

国体にはあるんですか。

保健体育課長

そのとおりでありまして、全国高等学校体育連盟に加盟している団体の中では、ゴルフはないです。その他の協会の大会であったり、三重県総体ではゴルフを開催しております。

前田委員

これからそういう子も出てくるかもわかりませんね。ああいう世界のトップレベルの、例えば松山君みたいな子が出るというか。大人になってから始めたのでは到底遅い。余談でしたが。

委員長

他はよろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—